

議案第87号

新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」を「第141条第8項、第142条第11項」に、「使用」を「使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」に改める。

第4条中「前条の」を「前条の規定による」に改める。

第9条を第12条とする。

第8条中「前条の」を「前条の規定による」に、「第6条後段」を「第9条後段」に改め、同条を第11条とする。

第7条を第10条とする。

第6条中「第8条」を「第11条」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 新居浜市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(新居浜市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の廃止)

2 新居浜市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成20年条例第20号）は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法の一部が改正され、地方公共団体の長の選挙と同様に、市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布が認められたことに伴い、当該ビラの公費負担に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。